

審議会等会議録概要

会 議 の 名 称	平成29年度第2回久喜市行政改革推進委員会
開 催 年 月 日	平成30年1月9日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前10時00分から午前11時57分まで
開 催 場 所	久喜市役所本庁舎 4階 第4・5会議室
議 長 氏 名	委員長 井上 洋
出席委員（者）氏名	井上 洋、枝 重雄、大島 修一、岡田 善治、 加藤 武男、斉藤 駿、富田 伯枝、溝田 瑩貴
欠席委員（者）氏名	内田 サイ子、柏浦 茂、藤山 善博、松本 陽子
説 明 者 の 職 氏 名	総務部長 酒卷 康至 総務部参事兼企画政策課長 関口 康好 企画政策課 行政管理係 係長 安藤 孝浩 企画政策課 行政管理係 主任 蓮実 純夫
事 務 局 職 員 職 氏 名	総務部長 酒卷 康至 総務部副部長 中村 晃 総務部参事兼企画政策課長 関口 康好 企画政策課 行政管理係 係長 安藤 孝浩 主任 蓮実 純夫
会 議 次 第	1 開 会 2 議 題 （1）第2次久喜市行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗 状況について （2）久喜市行政改革に関する提言書（案）について （3）その他 3 閉 会
配 布 資 料	次第 資料1 第2次久喜市行政改革実施計画の進捗状況（平成29年度 上半期） 資料2 第2次久喜市行政改革実施計画個別事業シート（平成29 年度上半期） 資料3 久喜市行政改革に関する提言書（案） 当日配布資料1 事前質問一覧表

	当日配布資料2 久喜市行政改革に関する提言書（案）に対する事前意見及び修正案
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

審議会等会議録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
-------	-------------------

1 開会

司会（関口 参事兼課 長）	<p>定刻になりましたので、平成29年度第2回久喜市行政改革推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、現在の出席委員について、ご報告申し上げます。</p> <p>委員12名中、出席委員8名でございます。本委員会は、久喜市行政改革推進委員会条例第7条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、内田委員、柏浦委員、松本委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、皆様にご了承をいただきたいことがございます。</p> <p>まず、会議終了後に会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議の内容を録音させていただきますことをご了解願います。</p> <p>次に、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものでございます。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきますと存じます。</p> <p>事前にお配りしております資料でございますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 第2次久喜市行政改革実施計画の進捗状況（平成29年度上半期） ・資料2 第2次久喜市行政改革実施計画個別事業シート（平成29年度上半期） ・資料3 久喜市行政改革に関する提言書（案） <p>また、本日机の上にお配りさせていただきました資料でございますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日配布資料1 事前質問一覧表 ・当日配布資料2 久喜市行政改革に関する提言書（案）に対する事前意見及び修正案 <p>以上でございますが、不足等はないでしょうか。</p> <p>（不足等なし）</p>
司会（関口 参事兼課 長）	<p>本日は、第2次久喜市行政改革実施計画の進捗状況、及び次回、1月29日の委員会におきまして市長宛てに答申をいただくため、久喜市行政改革に関する提言書（案）につきましてご審議いただきたく存じます。</p>

	<p>それでは、開会に当たり、井上委員長からごあいさつを頂戴したいと存じます。井上委員長、よろしく願いいたします。</p>
井上委員長	<p>皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の委員会は、平成29年4月から推進期間が開始となりました、第2次久喜市行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗状況についての審議となります。</p> <p>また、2年間の委員会活動を総括して、次回の委員会で市長宛てに答申するため、久喜市行政改革に関する提言書（案）についての審議となります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、活発なご審議を頂戴したいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。</p>
司会（関口参事兼課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>早速ですが、審議に移らせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、久喜市行政改革推進委員会条例第7条第1項の規定に基づき、井上委員長に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、井上委員長よろしく願いいたします。</p>
議長（井上委員長）	<p>それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。</p> <p>円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。</p> <p>最初に本日の会議に当たり、会議録の署名委員についてお諮りさせていただきます。</p> <p>会議録の署名につきましては、これまで、私ともう一人の2名に一任いただき、署名をもって確定としております。</p> <p>今回の署名委員につきましては、名簿順ですと、溝田委員をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p> <p>（溝田委員、了承）</p>
議長（井上委員長）	<p>それでは、会議録の署名の件につきましては、そのようにさせていただきます。</p>

2 議題

(1) 第2次久喜行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗状況について

議長（井上 委員長）	<p>それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題（1）第2次久喜行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗状況についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（蓮 実主任）	<p>それでは、議題（1）第2次久喜行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗状況につきまして、ご説明申し上げます。 審議に入ります前に、本日の会議資料につきましてご説明申し上げます。 まず、資料1でございます。 こちらにつきましては、第2次久喜市行政改革実施計画の平成29年度上半期進捗状況について、総括的な資料としてまとめたものでございます。 具体的には、第2次久喜市行政改革大綱で定めた3つの基本方針ごとに、A評価となった項目、C評価となった項目を資料2から抜粋しているものでございます。 本日の審議に当たりましては、本来であれば、資料2の個別事業シートにつきまして1項目ずつ審議をお願いしたいところではございますが、時間も限られておりますので、資料1に基づきまして、順次ご審議賜りたいと存じます。 続きまして、資料2の個別事業シートの見方につきましてご説明申し上げます。 資料2の1ページ・2ページをご覧いただきたいと存じます。 進捗管理シートの案につきましては、8月に開催いたしました第1回の行政改革推進委員会におきまして、ご審議いただいたところでございまして、案に対しましては、様々なご意見をいただいたところでございます。 これらのいただいたご意見を踏まえまして、改良を加えた点が1点ございます。 1ページの中段をご覧いただきたいと存じます。 年度別工程と矢印で工程を表しておりますが、その下の段に平成29年度年次計画という欄を追加いたしました。 これは、数値目標を設定していない項目の実績を評価するためには、年度別工程のより具体的な実施内容が必要ではないかとのご意見を踏まえまして、追加したものでございます。 基本的には、上の段の年度別工程の実施項目を括弧書きで落とし込み、その下に箇条書きで具体的な実施内容と時期を記載し、計画立てをしております。 今年度、平成29年度につきましては、8月の委員会でご意見をいただいたうえでの項目の追加となりましたことから、上半期実績評価時点での後追いで計画立てとなっているところでございますが、平成30年度からは、年度開始以前に年次計画を設定してまいりたいと考えているところでございます。 このように、前年度の実施内容を考慮して、毎年度、より具体的な年次計画</p>

を設定するものでございます。

また、年次計画の下段には、年次計画に対する取組実績を記載しております。年次計画の内容とリンクするような形で取組実績を記載することで、当該期間の達成度合いを計るものとしているところでございます。

続きまして、2ページの上段をご覧くださいと存じます。

平成29年度上半期実績評価欄でございます。こちらの一番左側、アルファベットで記載しております評価の区分でございます。

こちらにつきましては、資料1の1ページをご覧くださいと存じます。

こちらの円グラフの下の評価凡例としてまとめております。

評価につきましては、AA達成／完了からD実施見合せまでの5段階によるものとしております。

まず、AA達成／完了につきましては、取組により所期の目標を達成した又は取組が完了した場合にAA評価とするものでございます。

次に、A計画を上回るにつきましては、計画を前倒しして進捗できている又は当該年度の数値目標が目標を上回る達成状況である場合にA評価とするものでございます。

次に、B計画どおりにつきましては、概ね計画どおりの進捗である場合にB評価とするものでございます。

次に、C計画を下回るにつきましては、計画より遅れて推移している又は当該年度の数値目標が目標を下回る達成状況である場合にC評価とするものでございます。

最後に、D実施見合せにつきましては、検討の結果、実施しないとの結論に至った場合にD評価とするものでございます。

なお、これらの判断の基準につきましては、表の下の評価基準というところをご覧くださいと存じます。

こちらにあるように、数値目標が設定されている項目については、上半期時点で半分を超えている場合にA評価、半分に満たない場合にC評価とする取扱いとしております。

数値目標が設定されていない項目については、年次計画に対する上半期実績を考慮して評価しております。

また、上半期時点で実績が確定している項目については、数値目標を超えている場合にA評価、数値目標どおりの場合にはB評価、数値目標に満たない場合にC評価とする取扱いとしております。

本日の会議資料の説明につきましては、以上でございます。

議長（井上
委員長）

ただ今、事務局から説明がありました。

質問や意見がありましたら、発言を願います。

（意見等なし）

議長（井上 委員長）	それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局（蓮 実主任）	<p>本日の会議の進行方法でございますが、先ほども申し上げましたが、資料1に基づきまして、全体状況につきまして事務局からご説明申し上げたのち、3つの基本方針ごとに区切りまして、個別の項目につきまして、資料2をご覧いただきながらご審議いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、資料1第2次久喜市行政改革実施計画の進捗状況（平成29年度上半期）をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>まず、1ページでございます。</p> <p>1として全体の進捗状況でございます。</p> <p>平成29年度上半期の進捗状況でございますが、全50項目のうち、A評価が8項目、B評価が35項目となり、合計43項目につきまして、概ね順調に進捗しているところでございます。</p> <p>一方で、7項目につきましては、C評価となっているところでございます。</p> <p>次に、資料1の2ページ以降につきましては、3つの基本方針ごとの内訳となっております。こちらにつきましては、この後、基本方針ごとに概要をご説明申し上げます。</p> <p>全体状況につきましては、以上でございます。</p> <p>続きまして、2ページでございます。</p> <p>2といたしまして、基本方針別進捗状況でございます。</p> <p>ここからは、3つの基本方針ごとに区切り、個別の項目の達成状況につきましてご審議いただきたいと存じます。</p> <p>それではまず、「基本方針1 効率的・効果的な行政サービスの提供」でございます。</p> <p>11項目のうち、B評価以上の項目が9項目ございまして、概ね順調に進捗しているところでございますが、一方でC評価となりましたのが2項目としているところでございます。</p> <p>このうち、A評価とした項目が1項目ございます。</p> <p>整理番号1の自主防災組織の育成でございます。資料2では、1ページ・2ページでございます。</p> <p>こちらにつきましては、年次計画記載事項について順調に事業が実施できていること、また、自主防災組織の組織率が、数値目標の72.5%に対し75.8%と、すでに目標値を上回っていることから、A評価としたものでございます。</p> <p>続きまして、C評価となった項目が2項目ございます。</p> <p>まず、整理番号2の介護予防ボランティアの育成でございます。資料2では、3ページ・4ページでございます。</p> <p>こちらにつきましては、介護予防ボランティア養成事業参加者数及び介護予防ボランティア登録者数が、ともに目標値を下回ることから、C評価としたも</p>

のでございます。

次に、整理番号5のマイナンバーカードの発行促進でございます。資料2では、9ページ・10ページでございます。

こちらにつきましては、コンビニ交付利用件数が、数値目標の2,000件に対し971件となり、上半期時点では目標値の半分に至らなかったことから、C評価としたものでございます。

なお、こちらの項目につきましては、事前にご質問をいただいております。

本日お配りさせていただきました、当日配布資料1の1ページをご覧くださいと存じます。

質問内容は、事前質問欄の下から4行目からでございますが、マイナンバーカードの申請件数増加に向けた方策をどのように考えているか、また、数値目標達成のための新しい施策を考えているか、とのご質問でございます。

マイナンバーカード申請率向上のための取組でございますが、従前はマイナンバーカードの申請の際は、あらかじめ撮影した写真をご用意いただく必要がありましたが、タブレット端末が国から貸与され、このタブレット端末により、写真の撮影からインターネットによる申請までの一連の手続きを市民の方が自ら行うことが可能となりました。

当該タブレット端末を活用したマイナンバーカードの申請について、利用場所の確保やマニュアルの整備、職員の支援体制などの準備を進め、平成30年度に市民への周知をしていきたいと考えております。

続きまして、基本方針1の項目のうち、取組によりまして計画を変更した項目が1項目ございます。

整理番号6の証明書自動交付機の見直しでございます。資料2では、12ページの年度別実績の平成29年度欄をご覧くださいと存じます。

こちらにつきましては、自動交付機のリース期間を12ヶ月間延長する見込みとなったことから、目標時期を平成29年度から平成30年度まで延長するとともに、年度別工程も併せて延長したものでございます。

また、財政効果額の目標額も見直しを行ったものでございます。

続きまして、基本方針1の項目のうち、ただ今ご説明申し上げました項目の他に、事前に質問をいただいた項目が2項目ございます。

当日配布資料1の1ページをご覧くださいと存じます。

まず、整理番号7の日曜開庁の見直しに関するご質問でございます。資料2では、13ページ・14ページでございます。

質問内容は、日曜日の市民の来庁のニーズ、来庁の目的をどのようなものと把握しているか。また、今後の総合支所の在り方との関係で、日曜開庁を考えているか。とのご質問でございます。

日曜開庁につきましては、仕事などの都合により、平日に市役所窓口へ来庁することができない市民の皆様の利便性を考慮し、市民サービスの向上を目的として実施しているものでございます。

また、各総合支所での日曜開庁の実施につきましては、取扱件数や総合支所

の在り方を考慮しながら、見直しを検討していく必要があるものと考えております。

次に、整理番号8の栗橋駅構内市民サービスコーナーの廃止に関するご質問でございます。資料2では、15ページ・16ページでございます。

質問内容は、今後の廃止に向けた段取りはどのようになっているか。とのご質問でございます。

市民サービスコーナーの廃止時期でございますが、平成30年3月末日、平成30年3月30日（金）の業務終了を持ちまして、廃止とする予定でございます。

廃止に向けましては、本コーナーは、加須市と共同で設置しているところでございますが、平成29年12月1日に「栗橋駅構内市民サービスコーナーの廃止に関する覚書」を加須市と締結いたしました。

廃止に関する周知につきましては、平成29年12月25日に久喜市ホームページへの掲載、「広報くき」1月1日号への掲載、また、サービスコーナー、本庁・支所市民課、公民館等へポスターを掲示している他、窓口に来られた方にチラシを配布しているところでございます。

なお、栗橋駅構内市民サービスコーナーの利用者に対しては、コンビニ交付を利用することによって現状よりも充実したサービスが受けられることを直接ご案内するとともに、マイナンバーカードの申請方法やコンビニ交付の利用方法等について説明を行っております。また、市民課（総合窓口）及び各総合支所市民課の窓口においても廃止に関する案内、周知を行っているところでございます。

なお、ただ今ご説明申し上げた中で、1点補足させていただきたいと存じます。

整理番号2の介護予防ボランティアの育成でございます。資料2では、3ページ・4ページでございます。

C評価とした理由といたしまして、数値目標に至らなかったためとご説明申し上げたところでございますが、上半期の実績につきましては、同時に年間の実績も確定しているものでございますことから、C評価としたところでございます。

目標の半分以上となっておりますが、上半期時点で年間実績としては確定しており、数値目標に至らないことが確定していることからC評価としているものでございます。

以上、補足させていただきます。

基本方針1の説明につきましては、以上でございます。

議長（井上
委員長）

ただ今事務局から説明がありました。
質問や意見がありましたら、発言を願います。

加藤委員

整理番号5のマイナンバーカードの発行促進について、ただ今の説明を聞く

	<p>と、このような取組で目標を達成できるのか、疑問に思います。</p> <p>数値目標を見ますと、更に多くの申請件数が必要となり、かなり難しい状況だと思います。</p> <p>目標達成に向けて市として何をするのが見えてきませんので、更なる取組が必要ではないでしょうか。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>加藤委員のおっしゃるように、マイナンバーカードの申請率は伸び悩んでしまっている状況でございます。</p> <p>今現在、国の方からタブレット端末が貸与され、この端末を使用することで市民の方が自ら申請することができるという環境を整えていくというのが平成30年度の取組でございます。</p> <p>このような取組はいわゆる待ちの姿勢とも言え、市としての積極的な取組が必要だということは、おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>平成29年度の取組では、自治会からの依頼により、説明会を開催するなどしているところでございますが、あくまで依頼ベースでの開催ということでございます。</p> <p>市として積極的にアクションしていかないと申請率が向上しないということは、たしかにあると思いますので、所管課に対しまして、意見として付したいと考えているところでございます。</p>
議長（井上委員長）	<p>このことは中々難しいことだと思います。一般の市民の方からすると、久喜市だけではありませんが、どちらかという、全国的にネガティブなイメージが強いと思います。</p> <p>アメリカでは、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーというのがあり、国民一人一人に割り当てられているのですが、雇用や年金等にこの番号が適用されています。</p> <p>日本も取得しなければならないといった状況になればいいのですが、時間がかかりそうなものだと思いますので、現状で申請率を向上させるのは中々難しいのではないかと思います。</p>
大島委員	<p>例えば、全国平均の状況や市町村によつての格差はあるのですか</p>
議長（井上委員長）	<p>私が確認した限りですと、全国では10%にも満たない状況のようです。</p>
大島委員	<p>行政としてできることなのか、そうではないのかということだと思います。</p> <p>制度自体、国民に理解され受け入れられるということがこの取組の大前提だと思います。</p> <p>市町村による格差ですとか、全国平均の数値が出ているのであれば、市単位の行政の努力でできることがあると思うのですが、そうでなければ、行政の努</p>

	力だけでは難しいことだと思います。
斉藤委員	<p>国民は、マイナンバーの必要性を感じていないのだと思います。マイナンバーのメリットが明確ではありません。</p> <p>現在、マイナンバーカードがないと生活に困ることというのがありませんので、この点が問題だと思います。</p>
大島委員	<p>税の申告等では「番号」が必要ですが、「カード」の必要性を現状では感じることができていないのだと思います。</p> <p>このことは、国が制度の在り方を変えない限り、行政の努力によって向上させるのは、難しいと思います。</p> <p>行政間の格差が大きくあり、全国平均も高い数値となっている状況であれば、行政の取組としてよいと思いますが、そういったことがないのであれば、項目として設定するのは難しいのではないかと思います。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>市では現在、コンビニ交付を実施しておりまして、マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアで諸証明の交付を受けることができます。</p> <p>この年末年始の市民課窓口の混雑状況を見ますと、諸証明を取りに来られる方が多く、非常に混雑している状況がありました。</p> <p>こうした窓口の混雑状況は、マイナンバーカードの普及によりコンビニ交付の利用者が増えることで解消できるのではないかということで、行政改革の取組としているところでございます。</p> <p>マイナンバーカードの有効性が認められれば、多くの市民の方に活用されていくものと思いますが、コンビニ交付を実際に行っておりますので、現状で市ができる努力の範囲の中で、申請率を向上させていける余地があるのではないかと、ということで項目として設定しているところでございます。</p> <p>この点については、ご理解いただきたいと思います。</p>
事務局（関口参事兼課長）	<p>一点補足させていただきます。</p> <p>先ほど行政間の格差というお話がありましたが、自治体によっては率が高いところもございますが、久喜市は平均よりも若干高い状況でございます。</p> <p>率が高いところの話を伺いますと、自治会等の説明会を行った際に、申請書を配布してその場で提出してもらうということを行っているとのことでした。</p> <p>マイナンバーカードの取得に関しては、個人の自由でありますので、そこまでの取組は難しいと思いますが、今後自治会等で説明会を行った際には、その中で周知を図ってまいりたいと考えております。</p>
議長（井上委員長）	<p>このことは非常に難しいところではございますが、前年度に比べると増えているようです。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>

(意見等なし)

議長（井上
委員長）

特にご意見等が無いようでしたら、次に進めます。
「基本方針2 効率的・効果的な行政運営」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（蓮
実主任）

それでは、続きまして、「基本方針2 効率的・効果的な行政運営」についてご説明申し上げます。

資料1では3ページでございます。

16項目のうち、B評価以上の項目が13項目ございまして、概ね順調に進捗しているところでございますが、一方でC評価となりましたのが3項目と
しているところでございます。

このうち、A評価とした項目が6項目ございます。

まず、整理番号12のシティプロモーションの推進でございます。資料2では、23ページ・24ページでございます。

こちらにつきましては、「ことりっぷ 久喜」を計画どおりに発行し周知を図ることができており、また、クッキーダンスは多くのイベントで採り入れられ、幅広い年代の方に周知できていることから、A評価としたものでございます。

次に、整理番号13の市政情報の積極的な発信でございます。資料2では、25ページ・26ページでございます。

こちらにつきましては、ツイッターとメール配信による市政情報発信件数が、ともに上半期時点で目標値の半分以上となったことから、A評価としたものでございます。

次に、整理番号22の職員定員管理の適正化でございます。資料2では、43・44ページでございます。

こちらにつきましては、職員数が、数値目標の918人に対し914人と、目標値以下とすることができたことから、A評価としたものでございます。

次に、整理番号23の女性職員の管理職への登用推進でございます。資料2では、45ページ・46ページでございます。

こちらにつきましては、女性管理職割合が、数値目標の18.6%に対し20.5%となり、目標値を上回ったことから、A評価としたものでございます。

なお、こちらの項目につきましては、事前にご質問をいただいております。当日配布資料1の2ページをご覧くださいと存じます。

質問内容は、計画を上回る成果が出ているが、どこがよかったのか。また、28年度、29年度の具体的な登用実績数を教えてほしい。とのご質問でございます。

女性職員の管理職登用に当たっては、積極的な登用を行うとともに、女性職

員が管理職を目指す職場環境づくりの醸成に努めています。

このような中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が平成27年8月に成立したことを受け、市では「久喜市職員子育て応援プラン」を「久喜市子育て応援・女性職員活躍推進プラン」に改定し、管理職における女性職員の割合に係る目標を新たに定めたところです。

目標達成への取組として、女性管理職を講師とした「女性職員キャリアアップ研修」の実施や、外部の研修機関で実施している、女性職員のキャリアデザイン等に関する研修へ派遣するなど行っており、これらの取組が一定の成果に繋がっているものと考えます。

具体的な女性職員の管理職登用実績数につきましては、平成28年度は全管理職、課長補佐級以上の職員214人中、女性管理職39人、平成29年度は全管理職215人中、女性管理職44人となっております。

次に、整理番号25の電子入札の拡充でございます。資料2では、49ページ・50ページでございます。

こちらにつきましては、電子入札実施件数が、数値目標の62件に対し89件となり、上半期時点で目標値を上回ったことから、A評価としたものでございます。

次に、整理番号26の統合型地理情報システムの活用促進でございます。資料2では、51ページ・52ページでございます。

こちらにつきましては、システムに搭載されている地図の種類及びシステムアクセス数が、ともに目標値を上回ったことから、A評価としたものでございます。

続きまして、C評価とした項目が3項目ございます。

まず、整理番号19の職員提案制度の推進でございます。資料2では、37ページ・38ページでございます。

こちらにつきましては、事務改善実施件数が、数値目標の144件以上に対し68件となり、上半期時点では目標値の半分に至らなかったことから、C評価としたものでございます。

なお、こちらの項目につきましては、事前にご質問をいただいております。

当日配布資料1の2ページをご覧くださいと存じます。

質問内容は、目標達成のためには、更なる対策が必要だと考えるが、何か新しい施策を考えているか。とのご質問でございます。

資料2の37ページの平成29年度年次計画にもありますように、事務改善の推進期間終了後の2月に、事務改善の取組中での気づきを職員提案につなげるため、新たに職員提案の強化月間を設定することを検討しております。

強化月間の設定により、職員への更なる意識付けを行い、職員提案制度の活性化を図りたいと考えております。

次に、整理番号24の時間外勤務の削減でございます。資料2では、47ページ・48ページでございます。

こちらにつきましては、時間外勤務時間数が、数値目標の111,230時

間以下に対し62,941時間となり、目標値の半分をすでに超過していることから、C評価としたものでございます。

なお、こちらの項目につきましては、事前にご質問をいただいております。

当日配布資料1の2ページをご覧くださいと存じます。

まず、①といたしまして、年度後期は年度末を含め時間外勤務が膨れる傾向にある中で、前期以上の削減努力を求められる。どのように目標を必達しようとしているのか具体的な取り組みを知りたい。

また、職場単位で設定削減目標を設定してそれぞれの業務特性に応じた取り組みをしているのかを知りたい。とのご質問でございます。

本市では、今年度の時間外勤務の削減に向けた通年の取組として、ノー残業デーの実施や労務管理報告制度の実施を行うとともに、上半期では「ゆう活」を実施するなど、各種取組を実施したところです。

下半期においても引き続き通年の取組を継続し、11月には県内の官民を挙げての取組である県内一斉ノー残業デーを実施するとともに、11月中に1日以上有給休暇を取得するよう職員に通知したところです。

また、10月中旬からは午後10時以降の時間外勤務縮減に向けて、所属長の適切な労務管理を促すために、深夜時間帯に係る時間外勤務の報告制度を設け、運用を開始したところです。

なお、時間外勤務については、各所属長による適切な労務管理の下、所属長の事前命令に基づくものでありますので、毎月、各所属長に対し、所属所ごとの時間数及び予算の執行状況を周知しているところです。また、職場単位の削減目標として前年度同期を下回るよう各所属長に要請しているところです。

次に、②といたしまして、時間外勤務の削減の成果を出すためには、仕事のスクラップ化が必要と考えるが、いかがか。とのご質問でございます。

本市の時間外勤務の要因としては、制度改正や新規事業など想定以上の業務量が発生していることも挙げられ、増大する業務量を限られた人材で遂行するためには業務のスリム化も必要なことと考えております。

そのような中、本市では、昨年度に引き続き今年度も時間外勤務の縮減等を図るため、ノー残業デーの徹底等に取り組む「ゆう活」を7月から8月にかけて実施しました。ゆう活の実施項目の中には、会議資料は必要最小限とするとともに資料の簡素化に努めることとしたところです。

また、9月の各所属長あての通知において、「職員は、仕事の段取りを常に意識し、計画的・効率的に業務を行う」ことと周知しており、今後も引き続き職員に対し業務の効率化を促進してまいりたいと考えています。

次に、整理番号27の道路台帳の一元化の推進でございます。資料2では、53ページ・54ページでございます。

こちらにつきましては、公共基準点の整備が、測量労務費上昇のため目標値より1点少ない実績となる見込みであることから、C評価としたものでございます。

続きまして、基本方針2の項目のうち、計画を変更した項目が1項目ござい

ます。

整理番号16の権限移譲事務の受入れ推進でございます。資料2では、32ページをご覧いただきたいと存じます。こちらの年度別実績の平成29年度欄をご覧ください。

こちらにつきましては、平成29年度から新たに「第五次埼玉県権限移譲方針」に基づく受入れとなったことにより、移譲済事務のうち1事務が対象外となったことから、数値目標の平成29年度計画値を102事務から101事務へ変更したものでございます。また、平成32年度までの目標値を追加したものでございます。

基本方針2の説明につきましては、以上でございます。

議長（井上
委員長）

ただ今、事務局から説明がありました。

質問や意見がありましたら、発言を願います。

加藤委員

整理番号24の時間外勤務の削減について、削減のための取組として、所属長から事務のスクラップをしているかどうか、ヒアリングを行っているのでしょうか。

また、時間外勤務を分析する際に、時間外勤務の項目を列挙してそこからスクラップできる事務の検討・分析はしているのでしょうか。

現在の取組では、所属長への指示だけしかしていないのではないかと思います。

具体的な方策が明確でなく、前年度からの削減を要請しているだけでは、時間外勤務削減の徹底が図られないのではないかと思います。

「ゆう活」の取組はよいことだと思いますが、もっと踏み込んだ対策をしていかなければならないと思います。

事務局（蓮
実主任）

加藤委員のおっしゃるように、現状の取組では、前年度から時間外勤務を削減することですとか、適切に時間外を行うようにというような通知を出しているところでございます。

所属長からスクラップしているかヒアリングを行っているのかということですが、所属長に対する人事ヒアリングを実施し、所属の業務状況や人員配置等について、聞き取りをして調整しているところでございます。

こうしたヒアリングを通じて、業務量に応じた適切な人員配置をすることで、時間外勤務の削減を図っていくものでございます。

また、時間外勤務の項目ごとの分析を行っているかということですが、それぞれの所属所におきまして、時間外勤務の業務内容の分析は行っているところですが、全庁的に行っていくということも含めまして、ご意見として承りたいと存じます。

事務局（関口参事兼課長）	<p>時間外勤務の業務内容の分析でございますが、どうしても必要な時間外勤務、例えば、土日・夜間の会議やイベントの開催等に係る時間外勤務に関しては、どの程度発生してどの程度の人員で行っているのかというような分析は行っているところでございますが、細かい業務内容の分析まではしておりません。</p>
加藤委員	<p>例えば、市民まつりやマラソン大会などのイベントに職員が駆り出されているようですが、イベントの必要性など、業務の見直しをしていかなければならないのではないかと思います。</p> <p>様々な市民サービスが本当に必要なのかどうか、見直していかないと、事務のスクラップをしていくことは難しいのではないかと思います。</p> <p>また、人事課のヒアリングは、要員増の要求が中心となると思いますので、前年度の業務状況や業務の削減というような話は、ほとんどしないのが現状ではないかと思います。</p>
斉藤委員	<p>時間外勤務については、民間企業はコストを考えなければなりませんので、時間外勤務に対する見方は厳しいのではないかと思います。</p> <p>税金を使いますので、時間をコストだと捉えて、時間外勤務をすることでどれだけのコストがかかっているのか、把握することが必要ではないかと思います。</p>
岡田委員	<p>この手の問題は、職員の方の収入に直結する問題ですので、非常に様々な力関係が働くのではないかと思います。</p> <p>一般職で職員組合に加入されている方というのは、組合を通じて様々な要求を出していることと思います。</p> <p>時間外勤務削減の方針や目標というのは、職員組合との折り合いがついたうえで実施しているのでしょうか。</p> <p>時間外勤務の削減を掲げてはいますが、無いとは思いますが、組合の力が強く、組合の反対によって動けないというような状況があるのでしょうか。</p>
事務局（酒巻部長）	<p>職員組合との折り合いについてでございますが、市と組合とは良好な関係にございまして、ある程度言うことは言うし、守ってもらうものは守ってもらうというような関係でございます。</p> <p>時間外勤務につきましては、組合からは時間外勤務の多い職場があることから、時間外勤務を削減してほしい、職員を増員してほしいという要求があるのは事実でございます。</p> <p>時間外勤務につきましては、選挙や災害への対応が多いものでございまして、先ほど事務局から必要な時間外勤務については把握していると申し上げましたが、その中でどうしていくか分析を行いまして、削減に努めていくものでございます。</p>

	<p>組合からは、時間外勤務を増やしてほしいというような要求はなく、削減に向けての話し合いを行っている状況でございます。</p>
岡田委員	<p>民間企業の時間外勤務削減の取組の特徴の一つとして、職員の年間所得が減少しないような取組をしております。生産性を上げて時間外勤務を削減した職員には、削減した分の所得の減少に見合う賞与を支給するような取組を実施しております。</p> <p>個人や管理者に任せるだけですと、何も変わらないと思います。</p> <p>収入が同じであれば、同じ時間の中で考えて業務を行っていかうという気持ちにさせるような方策を考えてもよいと思います。</p> <p>民間企業では、時間外勤務を削減した職員に賞与を支給することで、年間の働きに見合った所得を保証するという取組が動き始めています。</p> <p>それにプラスして、その次に有給休暇の取得の促進を展開していくと、非常に生産性が高くなります。</p> <p>民間企業では、非常に成果が出ていますので、参考としていただければと思います。</p>
議長（井上委員長）	<p>他にご意見等ございますか。</p>
斉藤委員	<p>整理番号19の職員提案制度の推進について、さらなる事務改善の取組を促進する必要があるとありますが、具体的にはどのようなことに取り組んでいくのでしょうか。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>先ほどもご説明申し上げましたが、今現在、事務改善の取組ということで、上期・下期に分けた取組を行っております。</p> <p>事務改善は、職員提案の件数が伸び悩んでいることから、職員への意識付けですとか、提案しやすい雰囲気や職場環境の醸成といったことを目的として実施しているものでございまして、引き続きこの取組を実施していくものでございます。</p> <p>また、事務改善の取組期間の中で、改善すべき点に気付くこともあると思っております。そういった気付きを拾い上げるために、期間終了後の2月を新たに職員提案の強化月間として位置付け、気付きの掘り起こしや職員への意識付けを図ってまいりたいと考えております。</p>
斉藤委員	<p>日頃の仕事の中では提案をまとめる時間はあまりないと思いますが、日頃の仕事や市民との対話の中で改善すべき点に気付くこともあると思っております。</p> <p>提案することは、自らの仕事の根拠を見つめ直す機会にもなりますので、提案を積み上げていただきたいと思っております。</p>

大島委員	<p>要望のような形で受け取っていただきたいのですが、女性職員の管理職への登用推進について、管理職への登用率を数値目標としていますが、女性職員の管理職への登用は、結果として数字に表れるものだと思いますので、目標として捉えてほしくないと思っています。</p> <p>キャリアを積み上げていくうえで、女性特有の事情もあると思います。こういった点を含めて、時間外勤務をしなければいけない状況がある中で、時間外勤務が女性職員の執務上の評価につながってしまうということとなると、少し違うのではないかと思います。</p> <p>数値目標ではなく、環境を整備する中で結果として数字に表れるものだと思いますので、こうした点を考慮して考えていただきたいと思います。</p> <p>もう一点として、時間外勤務は、真に必要な時間外勤務とそうでない時間外勤務とを分けて評価していくべきではないかと思います。</p> <p>夜7時以降の会議に出席しなければならないなどあると思いますので、業務をもう少し細かく分析するべきだと思います。</p>
議長（井上委員長）	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>（意見等なし）</p>
議長（井上委員長）	<p>特にご意見等が無いようでしたら、次に進めます。</p> <p>「基本方針3 健全な財政運営」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>それでは、続きまして、「基本方針3 健全な財政運営」について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料1では5ページでございます。</p> <p>23項目のうち、B評価以上の項目が21項目でございますが、概ね順調に進捗しているところでございますが、一方でC評価となりましたのが2項目としているところでございます。</p> <p>このうち、A評価となった項目が1項目ございます。</p> <p>整理番号36の公共下水道事業・農業集落排水事業の健全経営でございます。資料2では、71ページ・72ページでございます。</p> <p>こちらにつきましては、未接続者の接続切り替え件数が、数値目標の80件以上に対し50件となり、上半期時点で目標値の半数以上を達成していることから、A評価としたものでございます。</p> <p>続きまして、C評価となった項目が2項目ございます。</p> <p>まず、整理番号28の財政指標（経常収支比率・実質公債費比率）の目標値の設定でございます。資料2では、55ページ・56ページでございます。</p> <p>こちらにつきましては、実質公債費比率は目標値を達成することができましたが、経常収支比率は目標値の達成には至らなかったことから、C評価とした</p>

ものでございます。

次に、整理番号44のふるさと納税の受入れ推進でございます。資料2では、91ページ・92ページでございます。

こちらにつきましては、寄附件数が、数値目標の1,000件以上に対し97件となり、上半期時点で目標値の半分に至らなかったことから、C評価としたものでございます。

なお、こちらの項目につきましては、事前にご質問をいただいております。

当日配布資料1の3ページをご覧くださいと存じます。

質問内容は、目標達成のための、今後の取組を教えてください。とのご質問でございます。

ふるさと納税の受入件数や受入金額の拡大に向けたPR活動につきましては、民間のふるさと納税サイトの活用が効果的であると考えております。

このことから、現在市がふるさと納税業務を一括代行しております、株式会社サイネックスに加え、新たな代行業者の追加導入の検討を行っているところでございます。

これにより、PR活動が推進できることから、さらなる寄附拡大に繋がるものと期待しているところでございます。

続きまして、基本方針3の項目のうち、ただ今ご説明申し上げました項目の他に、事前にご質問をいただいた項目が1項目ございます。

当日配布資料1の3ページをご覧くださいと存じます。

整理番号41の重点取組債権の適正な管理に関するご質問でございます。資料2では、83ページ・84ページでございます。

質問内容は、「生活保護法第63条返還金」「生活保護法第78条徴収金」の収入未済額は多額となっている。法律に違反し不正に入手したものを回収する訳だが、回収が困難なケースが多いと推定される。何故不正が見抜けなかったのか。又、不正を防ぐ対策はどのようなものを講じているのか、再発防止策について知りたい、とのご質問でございます。

生活保護事務における債権につきましては、資料2の83ページでは、非強制徴収公債権のNo.11「生活保護法第78条徴収金」及びNo.10「生活保護法第63条返還金」並びに、強制徴収公債権のNo.5「生活保護法第78条徴収金（平成26年7月1日以降）」がございまして、

このうち、いわゆる不正受給と言われるものは、No.5、No.11の「生活保護法第78条徴収金」でございまして、No.10「生活保護法第63条返還金」につきましては、急迫な場合等で資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合に返還を求めているものでございまして、不正受給とは性質が異なるものでございます。

今回のご質問にあります、不実の申請やその他不正な手段により保護を受け取ったものである「第78条徴収金」は平成28年度末で約7,686万5千円でございます。

この内訳といたしましては、年金等の給付の未申告、就労収入の無申告及び

	<p>過少申告によるものが主な理由となっております。</p> <p>いずれも、被保護者が申告義務を怠っており、課税調査や家庭訪問等によってケースワーカーが発見したものでございます。日頃から、世帯状況の把握や収入等の届出の義務については、被保護者に対して文書及び口頭で説明しているところではございますが、一部の被保護者にご理解いただけていないことが原因であるものと考えます。</p> <p>今後の対策といたしましては、引き続き、被保護者宅への定期的な訪問調査活動や関係先調査等を実施し、被保護者に収入申告を行う義務を改めて説明するとともに、全世帯を対象に「収入申告書」及び「資産申告書」を定期的に徴取し、世帯状況を適切に把握することで、不正受給の再発防止に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>基本方針3の説明につきましては、以上でございます。</p>
議長（井上委員長）	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>質問や意見がありましたら、発言を願います。</p>
岡田委員	<p>整理番号41の不正受給に関するご説明をいただきましたが、一部の被保護者にご理解いただけないことが原因であると考えられるとのことでしたが、どうするかという、引き続き説明をしていくとのことでした。</p> <p>理解していただけていないことが分かっているのであれば、理解していただくためにどうしていくのかということを考えていかなければならないと思います。このことが再発防止につながると思いますので、所管課に対してもう少し考えるようにしていただきたいと思います。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>更なる理解をしていただくための取組が必要ではないかということでございます。</p> <p>現状では、定期的な訪問活動ですとか、関係先調査等の実施により、世帯状況を把握することで不正受給の防止に努めておりますが、更なる理解をいただけるような取組の実施について、所管課に対しまして意見として付したいと思っております。</p>
枝委員	<p>整理番号44のふるさと納税の受入れ推進について、C評価とした理由が数値目標の1,000件以上に対し実績が97件となり、上半期時点で目標値の半分に至らなかったことからとありますが、表現の問題として、1割に満たないといったような表現とした方がよいのではないかと思います。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>年度終了後の年間実績の評価の際には、実績に応じた適切な表現とするよう改めたいと思います。</p> <p>できればそういった表現はしたくはないのですが、今後見直したいと思っております。</p>

富田副委員長	<p>ふるさと納税は、業務代行手数料も意外とかかるものだと思います。</p> <p>また、当日配布資料1の中でも、PR活動については民間のふるさと納税サイトの活用が効果的だということです。コマーシャル等を見たこともあり、活用することは良い面もあると思うのですが、半分近く手数料として取られてしまうと、そこまでして必要なのかと疑問に思います。</p> <p>もっと違う形でPRした方がよいのではないかと思います。</p> <p>ふるさと納税の返礼品については、問題点をメディアでも取り上げられていましたが、久喜市では健全にやられていると思いますが、業務代行手数料がかかるということはもう少し考えるべきではないかと思います。</p>
事務局（関口参事兼課長）	<p>ふるさと納税の業務代行手数料の関係でございますが、寄附金額に対しまして15%の手数料となっております。例えば1万円の寄附がありましたら1,500円の手数料がかかるものでございます。</p> <p>その他、返礼品で約3千円かかるものでございます。</p> <p>従いまして、1万円の寄附をいただきますと、半分近くが返礼品と手数料でかかるものでございます。</p> <p>業務代行業者の中には、テレビコマーシャルをしているところもございます。</p> <p>久喜市では、PR活動にはなるべく経費のかからない方法としているところがございます。業者によっては導入経費にある程度の金額がかかるところもございますが、久喜市の場合は、いただいた寄附の中から手数料を払うものがございます。毎月一定の経費がかからないような業者を選んでいるところがございます。</p> <p>こうした点があまりPRにつながっていないということもあるかと思いますが、なるべく経費がかからない業者を選んで行っております。</p> <p>今後、他の業者もございますので、業者を増やしてチャンネルを増やすことで、久喜市への寄附を増やしていければと考えております。</p> <p>また、国からも言われておりますが、クラウドファンディングなど事業に対する寄附について、今後久喜市も大型事業が控えておりますので、そういった事業に活用できないか、検討しているところでございます。</p>
富田副委員長	<p>業務代行手数料の中には、返礼品の代金も含まれているということよろしいのですか。</p>
事務局（関口参事兼課長）	<p>返礼品の代金も含めて、業務代行手数料としているところでございます。</p> <p>表現については、返礼品を含むとするなど、今後分かりやすいような表現としたいと思います。</p>
大島委員	<p>整理番号41の重点取組債権の中で、No.10「生活保護法第63条返還金」と</p>

事務局（安藤係長）	<p>No. 11「生活保護法第78条徴収金」の収入未済額の合計が約1億1千万円となっておりますが、これは累積なのでしょう。</p> <p>もう一点として、時効となる債権については、毎年どのくらいあるのでしょうか。</p> <p>不能欠損の額については、申し訳ありませんが手元に資料がないのですが、岡田委員からもお意見いただきましたが、取れないところからどうとるのかということもあると思います。</p> <p>約1億1千万円と多額となっておりますが、時効が来れば不能欠損として法的な処理が決まっております。</p> <p>強制徴収公債権につきましては、強制執行ができる債権でございますが、取り立てとしては、差押えもできますし、競売にかけることもできます。</p> <p>生活保護を不正受給した方が、それに見合う資力があるかどうかという問題がありまして、その方が他に預金を持っているのかですとか、不動産を持っているというのであれば、それを差押えすればよいのですが、その方が不正受給をした後に手元に何も資産が無い方でしたら、正直取りようがないというのが事実としてございます。</p> <p>できる限り不能欠損を減らしていくというのは、行政改革の項目としてもそうですが、国や県からも指導がありますので、取れるものを取るということは、担当課でも理解しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>
岡田委員	<p>私の質問は、一度未収金となってしまうと取りづらいような債権ですので、未収金とならないように、未然に防ぐことができないのか考えたかどうか、理解を求めるだけでは難しいのではないかと、ということが趣旨です。</p> <p>未収金となると回収が難しい債権ですので、水際で防ぐことが重要であるということです。</p>
加藤委員	<p>実際には難しいのだと思います。実態がよくわからない状況の中で、事前に支給できない、受け付けないということは難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局（安藤係長）	<p>生活保護に関しましては、生活ができるかどうかということが重要となりますので、できる限り水際で不正受給を防止しなければならないということは、担当者としても意識は持っているところでございますので、岡田委員のご意見は、担当課に付してまいりたいと思います。</p>
枝委員	<p>国民健康保険税の収入未済額は、市税と比べて多くなっています。</p> <p>社会問題でもありますが、生活が困窮している方は払いたくても払えない方もいらっしゃると思います。</p> <p>そういう方々に対していかに対応していくのか、ということは行政の非常に重要な課題だと思います。</p>

事務局（安藤係長）	<p>国民健康保険税の収入未済額の多さというのは、市の財政を圧迫することにもなると思いますので、今後、対応の仕方をどう考えているのでしょうか。</p> <p>市税に比べて国民健康保険税の収入未済額が大きいのは、国民健康保険の方は、社会保険加入者と比べて安定した収入がある方が少ないということがあります。</p> <p>国民健康保険は、自営業の方もいらっしゃいますが、無職の方や退職してすぐの方がいらっしゃいます。</p> <p>一番問題となりますのは、自己都合退職されてすぐの方で、社会保険を抜けて国民健康保険となる方でございます。</p> <p>国民健康保険税は、前の年の収入に対してかかるものですので、無職となった場合、仕事をしていた時の収入に対して賦課する制度になっておりまして、資力のない方が多い状況でございます。</p> <p>市税の滞納者は、会社にお勤めの方等で一定の収入がある方が対象となりますので、どちらかというとな資力のある方が多いのですが、国民健康保険税の場合は、資力の無い方が多くいるのは事実でございます。</p>
枝委員	<p>国民健康保険税を滞納されている方は、健康保険証が無く、病院に行くことはできないのでしょうか。</p>
事務局（安藤係長）	<p>国民健康保険の対象となる方に、保険証を渡していない方はおりません。</p> <p>滞納があっても、滞納を理由として保険証を渡さないというのは、人道的に問題がありますので、取り上げることは久喜市ではありません。</p> <p>資力のある方に対しては、資格証といって窓口で10割支払うような保険証に切り替えることはありますが、これは久喜市では1桁の世帯だけです。</p> <p>基本的に保険証を渡さないということとはございません。</p>
富田副委員長	<p>国民健康保険税の納め方は、毎月ではなく、四期に分けての納付となるのでしょうか。</p>
事務局（安藤係長）	<p>国民健康保険税につきましては、九期に分けての納付となります。</p> <p>毎年7月に賦課の通知を出しまして、7月から3月までの9回に分けて納付していただくこととなります。</p> <p>4月から6月までは、納付はしていただきません。</p> <p>これとは別に、特別徴収として年金から徴収となる方もいらっしゃいます。</p> <p>特別徴収につきましては、年金から確実にいただけますので、収納率は100%になりまして、年6回の徴収となっております。</p>
富田副委員長	<p>納付の仕方については、毎月ではなく、ある一定期間の分を一度に納付することになりますと、金額が大きくなりますので、どうしても納付できな</p>

	<p>い方が出てきてしまうと思います。</p> <p>1 2 分割できるなど、もっとよい納付方法に改善できればよいと思います。</p>
事務局（安藤係長）	<p>行政としては、1 2 分割でいただければそれが一番いいのですが、計算方法が前年の所得にかかるということと、人によっては会社に入ったり辞めたりという方もいらっしゃいますので、その方が安定して同じ会社に勤めていただくという前提であれば可能だと思いますが、現状の制度ですと、難しいのではないかと思います。</p>
枝委員	<p>滞納されている方は、長期間にわたって滞納されている方が多いのでしょうか。</p> <p>滞納が続いた場合、免責となってしまうのでしょうか。</p>
事務局（安藤係長）	<p>5 年経ちますと、免責とありますが、不能欠損になってしまいます。</p> <p>国民健康保険税は、所得が無い方に対しても課税することになっておりまして、なぜかといいますと、資力のある方と無い方で同様の医療を受けなければなりませんので、生活保護の方は別ですが、生活水準が良いにしろ悪いにしろ、全員の方に納付いただかなければならないものでございます。</p> <p>一番最低の水準ですと、年額 11, 700 円でございます。また、保険税をお支払いいただけない方については、債権を所管している収納課で預金等の実態調査を行っております。</p> <p>金額の差の問題については、社会保障として捉えるかどうかということもあります。</p>
議長（井上委員長）	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>（意見等なし）</p>
議長（井上委員長）	<p>それでは、これまでいただいた意見につきまして、事務局にて担当課と調整し、各項目の今後の取り組みに反映させることとして、当委員会の意見としたいと思います。</p> <p>それでは、次の議題に進ませていただきます。</p>

2 議題

(2) 久喜市行政改革に関する提言書(案)について

議長(井上 委員長)	<p>それでは、議題(2)久喜市行政改革に関する提言書(案)についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(蓮 実主任)	<p>それでは、議題(2)久喜市行政改革に関する提言書(案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料3久喜市行政改革に関する提言書(案)をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>現在の委員の皆様におかれましては、2月1日をもちまして2年間の任期が満了となるものでございます。</p> <p>そのため、これまでの2年間の委員会活動の総括を行い、最終的に提言書としてまとめ、次回、1月29日の第3回委員会におきまして、市長宛てに答申をいただきたいと存じます。</p> <p>こちらの資料3の提言書(案)につきましては、平成28年2月からこれまでの間、8回の委員会におきまして委員の皆様からいただきましたご意見を中心に、これまでの委員会活動を総括し、提言書(案)として事務局で取りまとめをさせていただいたところでございます。</p> <p>それでは、提言書(案)について、概要をご説明申し上げます。</p> <p>提言書(案)の表紙をおめくりください。はじめにといたしまして、本提言書(案)の前提となるものでございます。これまでの久喜市における行政改革の取組、行政改革の必要性等についてまとめているものでございます。また、答申の日付と委員の皆様の名を記載しております。</p> <p>次に、1ページでございます。本提言書(案)は、第1から第4までの4部構成としておりまして、まず、第1、久喜市行政改革推進委員会の概要として、1 設置の目的、2 所掌事項、3 委嘱期間を整理しております。</p> <p>本委員会は、久喜市の行政改革の推進について、市民の幅広い視点から審議することで、行政改革の推進を図ることを目的としておりまして、久喜市行政改革大綱の策定、行政改革の推進に関して所管するものでございます。</p> <p>委嘱期間は、平成28年2月2日から平成30年2月1日まででございます。</p> <p>続きまして、2ページから10ページにかけては、第2、久喜市行政改革推進委員会による審議といたしまして、審議の期間、審議の対象となった事項についてまとめています。</p> <p>まず、(1)といたしまして、久喜市行政改革実施計画(第1次)に係る審議でございまして、2ページから6ページにかけては、第1次の久喜市行政改革実施計画、全95項目を一覧表としてまとめております。</p> <p>次に、(2)といたしまして、第2次久喜市行政改革大綱(案)に係る審議</p>

でございまして、7ページにつきましては、平成29年3月21日に答申をいただきました、答申書、第2次久喜市行政改革大綱（案）、市長への答申の様子を記載しております。

次に、（3）といたしまして、第2次久喜市行政改革実施計画に係る審議でございまして、8ページから10ページにかけては、第2次久喜市行政改革実施計画、全50項目を一覧表としてまとめております。

なお、現在お配りしております資料では、大変申し訳ありませんが、整理番号37以降の項目が漏れてしまっております。後日郵送でご確認いただく際には、漏れのないよう整理番号50まで入れ込んだ形にさせていただきます。

続きまして、11ページ・12ページにつきましては、第3、行政改革実施計画に対する個別意見といたしまして、個別項目について、これまでいただいたご意見をまとめております。

まず、1といたしまして、久喜市行政改革実施計画（第1次）の実施結果に関する意見でございまして、いただきました意見を項目ごとにまとめているものでございます。

次に、2といたしまして、第2次久喜市行政改革実施計画の推進に関する意見でございまして、本日議題の（1）の審議の中でいただいた個別項目に関するご意見を会議終了後、事務局におきましてまとめさせていただきたいと存じます。

続きまして、13ページは、第4、行政改革全般に関する提言として、久喜市の行政改革に対する総括的な意見を取りまとめております。

これまでの審議におきましては、対象となった個別の項目のほか、行政改革実施計画全体の進捗管理の有効性に関するご意見が数多くありましたことから、第1番目の意見としてまとめさせていただきました。

その他、会議録等を確認しながら、同種の意見を取りまとめ、ご覧のとおりまとめさせていただいたところでございます。

こちらにつきましても、本日の審議を踏まえ、会議終了後、必要に応じて追加・修正させていただきたいと存じます。

なお、こちらにつきましては、事前にご意見をいただいております。

本日お配りさせていただきました、当日配布資料の2をご覧くださいと存じます。

事前意見といたしましては、4点ほどいただいております。

まず、当日配布資料2のNo. 1、2、3の意見につきましては、第2次行政改革実施計画の目標達成に向けたご意見でございます。

No. 1は、マイナンバーカードの発行促進など、まだ、緒に就いたばかりの計画もありますので、確実な計画達成に向けて更なる取組をお願いしたい。

No. 2は、年度として目標達成を評価しなければならないものもあるので、引続き目標達成に向けた活動をお願いしたい。

No. 3は、時間外勤務の削減や提案制度の推進など、計画を下回る計画について新施策を含めて、更なる努力をお願いしたい。

とのご意見をいただいております。

現在の提言書（案）では、第2次行政改革実施計画の目標達成に向けた全体的な意見は記載していなかったことから、ご意見を踏まえた修正案といたしまして、「各項目の目標達成に向けて、更なる取組を推進すること。特に、計画を下回る進捗となっている項目については、新たな取組を実施するなど、目標達成のためにより一層努力すること。」と新たに項目立てし、追加したいと考えております。

また、No. 4のご意見でございますが、実施計画の推進の基本は、しっかりとPDCAを回すこととそのPDCAを回せるような、具体的目標の設定が肝心なので、そこに引続き注力をお願いしたい。とのご意見をいただいております。

この意見を踏まえまして、提言書（案）の項目1につきまして、3行目を3点を提言するとして、（1）として「目標達成に向けた、より具体的な目標設定を行うこと。」と追加し、以下、案では（1）、（2）となっているものについては、項番を繰り下げ、（2）、（3）としたいと考えております。

最後に、14ページはこれまでの委員会の開催経過を、15ページは委員名簿を資料編として取りまとめさせていただきます。

資料3の提言書（案）の概要説明につきましては、以上でございます。

なお、本提言書（案）につきましては、会議終了後、事務局におきまして本日の審議結果をまとめさせていただきまして、委員の皆様へ郵送等によりご確認いただきたいと思いますと考えております。

最終的には、次回、1月29日の第3回委員会におきまして提言書を確定させ、答申とさせていただきますと考えております。

事務局からの説明につきましては、以上でございます。

議長（井上
委員長）

ただ今、事務局から説明がありました。
質問や意見等がありましたら、発言を願います。

加藤委員

第2次久喜市行政改革大綱では、前期の95項目から50項目に減らしましたので、中身を精査して厳選して、50項目にしたというようなことをどこかに入れ込むのがよいと思います。

項目を絞り込んだことには、委員会の意思も入ったというようなことを追加していただきたいと思います。

事務局（蓮
実主任）

資料3の7ページでございますが、ただ今のご意見を入れ込むとなりますと、（2）第2次久喜市行政改革大綱（案）に係る審議のところがよいのではないかと思います。

岡田委員

資料3の13ページに、PDCAサイクルを念頭に置きということが書かれていますが、本日の審議では上半期の評価に関して審議を行いました。数値

	<p>目標について、現在は年度単位の目標となっていますが、行政の仕事は上半期・下半期というサイクルで回していると思いますので、分割できるものは上半期と下半期でそれぞれ設定するような考え方を入れるのはいかがでしょうか。</p> <p>本日の上半期の審議では、ある程度大まかな捉え方での評価となっていました。上半期・下半期での評価が明確となるように、年度目標ではなく、半期ごとの目標とした方が、PDCAサイクルが2回まわることとなりますので、平成30年度からこのような進行管理方法がよいのではないかと思います。</p>
事務局（蓮実主任）	<p>項目によりましては、上半期時点で評価が決まってしまう項目や、岡田委員のおっしゃるような、上半期・下半期で段階的に取組を進めていく項目もございます。</p> <p>ただ今のご意見につきましては、今後の検討課題にさせていただきます。意見として盛り込んでいただくということは、委員会としてそれでよいというのであれば、全般に関する提言の中で入れ込みたいと思います。</p>
斉藤委員	<p>2年間のこれまでの取組の中で成果が出ている事項や、意見が多く出た事項について、注力されたというようなことを、委員会として言及してはいかがでしょうか。</p> <p>この提言書は、市民の方に公開されるものだと思いますので、市民の方にお知らせするうえでも、こうしたことを入れるのが良いと思います。</p>
議長（井上委員長）	<p>これまでいただいた意見につきまして、事務局におきまして提言書（案）に反映させていただきたいと思います。</p> <p>たしかに、これまでの2年間で様々な議論がありましたので、それが市民の方に伝わるようにしていければと思います。</p> <p>それでは、次の議題に進ませていただきます。</p>

2 議題

(3) その他

議長（井上 委員長）	<p>それでは、議題（3）その他について、委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>（特になし）</p>
議長（井上 委員長）	<p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局（蓮 実主任）	<p>それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議録の関係でございますが、案を作成後、委員の皆様へ郵送等により送付させていただきます。修正等のご指摘をいただきました後、反映させて、今回の署名委員であります委員長及び溝田委員一任で、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、提言書（案）につきましては、本日いただきましたご意見等を事務局におきましてまとめさせていただきます。会議録よりも早めに郵送させていただきます。ご確認いただきたいと存じます。</p> <p>最後に、次回、第3回委員会の開催予定でございます。既にご案内しておりますが、1月29日（月）の午後1時45分から、場所は本日と同じく市役所4階の第4・5会議室でございます。</p> <p>次回会議では、事前にご確認いただきました提言書（案）を確定させた後、市長宛てに答申をいただく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
議長（井上 委員長）	<p>ただ今事務局から説明がありました。</p> <p>質問や意見がありましたら、発言を願います。</p> <p>（意見等なし）</p>
議長（井上 委員長）	<p>以上で、本日の議題は終了となりました。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして議長の任を解かせていただき、進行を司会に戻したいと思っております。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

3 閉会

司会（関口 参事兼課 長）	井上委員長、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたりまして、富田副委員長にごあいさつをお願いしたいと存じます。
富田副委員長	委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。 以上をもちまして、平成29年度第2回久喜市行政改革推進委員会を終了します。
司会（関口 参事兼課 長）	富田副委員長、ありがとうございました。 また、井上委員長をはじめ、委員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でございました。 ご協力ありがとうございました。
会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。 平成30年1月29日 委員長 井上 洋 委員 溝田 瑩貴	